

研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程

令和4年6月1日

令04（規程）第9号

最終改正 令和5年4月1日

令05（規程）第11号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日、文部科学大臣決定）」等を踏まえ、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）が責任を持って研究活動の不正行為の防止に関わることにより、研究活動の不正行為が起これにくい環境が作られるよう対応の強化を図るとともに、機構の役職員及び機構により委嘱又は受入された者による研究活動の不正行為の防止を図ること並びに機構において研究活動の不正行為の問題が発生した場合の迅速かつ適正な解決に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 「研究活動の不正行為」とは、次のことをいう。

- ① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん及び盗用をいい、それぞれの用語の定義は、次に定めるところによる。
 - ・ 捏造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
 - ・ 改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
 - ・ 盗用：他の研究者のアイデア、分析・解析手法、データ、研究結果、研究論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- ② ①以外の研究活動の不適切な行為であって、研究者等の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしい、次の行為等をいう。
 - ・ 不適切なオーサiership：研究成果の発表物に、著者としての要件を満たさない者を著者として記載すること、又は著者としての要件を満たす者を著者として記載しないこと。
 - ・ 二重投稿：既出版された又は他の学術誌に投稿中の論文と本質的に同一の内容の

原稿をオリジナル論文として投稿する行為（ただし、投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されないものは除く。）

- (2) 「研究不正」とは、前号のことをいう。
- (3) 「職員等」とは、機構の役職員及び機構により委嘱又は受け入れた者をいう。
- (4) 「研究者等」とは、機構の研究技術開発活動を行うことを職務にする者であって、実際に、その研究技術開発活動に従事する者、及び研究支援者をいう。

(対象者)

第3条 本規程は、機構の全ての職員等を対象とする。

第2章 研究不正防止体制

(総括責任者)

第4条 研究倫理の向上及び研究不正防止に関し、機構全体を統括する権限と責任を有する者として、総括責任者を置き、総務を担当する理事をもって充てる。

- 2 総括責任者は、公正な研究活動を推進するため適切な措置を講じるものとする。

(研究倫理教育責任者)

第5条 機構は、研究活動を行う部署（研究所相当組織、研究企画部等）の長を研究倫理教育責任者として、それぞれ所属する研究者等を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

- 2 研究倫理教育責任者は、所属する研究者等を対象に研究倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

第3章 行動基準等

(行動規準及び遵守事項)

第6条 職員等は、次の各号に掲げる事項を行動規準として、研究活動又は研究を支える活動を行わなければならない。

- (1) 研究不正を行わないこと
 - (2) 研究不正に荷担しないこと
 - (3) 周りの者に対して研究不正をさせないこと
- 2 職員等は、知り得た研究不正を放置してはならない。
 - 3 職員等は、健全な研究活動を保持し、かつ、研究不正が起こらない研究環境を形成するため、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 研究者等は、実験プロトコル、各種計測データ、実験記録、ラボノート等が個人

の私的記録ではなく、研究成果物取扱規程第2条1項に定める研究成果物に該当し、機構に帰属することを認識し、各研究者等が適切に管理する。また、研究者等は「研究ノート取扱等に関する指針」に基づき、研究ノート（実験プロトコル、各種計測データ、実験記録、ラボノート等のうち、研究開発活動について、事後的なトレーサビリティを確保できる最低限の情報を記録したもの（保管場所を特定した電子的なデータファイルを含む。））を適切に作成するよう留意する。

- (2) 管理監督の任にある研究者等は、管理監督の対象となる研究者等の研究ノートが適切に管理されていることを適切な方法により確認する。
- (3) 研究者等は、研究ノートを他の研究者等からの問合せや調査照会等にも対応できるよう、研究論文等成果物の発表後も一定期間（特段の定めがない場合は10年間）保管する。
- (4) 研究者等は、研究不正通報に係る調査等において必要な場合には、研究ノートを開示しなければならない。
- (5) 各部長等は、上記事項を遵守するよう指導し、その徹底を図るために自主的な取組を喚起する。

（機構における管理責任）

第7条 機構は、共同研究における個々の研究者等がそれぞれの役割分担及び責任を明確化することや、複数の研究者等による研究活動の全容を把握し管理する立場にある代表研究者が研究活動や研究成果を適切に確認していくことを促すとともに、若手研究者等が自立した研究活動を遂行できるよう、適切な支援、助言等がなされる環境整備（メンターの配置等）を行うものとする。

（研究不正に係る事実関係の説明責任）

第8条 研究不正に係る疑義を生じせしめた研究者等は、機構に対し事実関係を誠実に説明する責任を負う。

第4章 誓約書の提出

（誓約書）

第9条 職員等は、機構に対し、別に定める誓約書を提出しなければならない。

- 2 機構は、委託、共同研究等を行う対象から、別に定める誓約書の取得に努めなければならない。

第5章 研究不正に係る通報への対応(通報の受付)

(通報の受付窓口)

第10条 監査・コンプライアンス室は、研究活動の不正行為（疑い含む。）に関する機構内外からの相談・通報を受け付け、監査・コンプライアンス室及び指定した法律事務所等に通報窓口を設置する。

2 通報窓口は、「内部通報に関する規程」に定めた通報窓口とする。

(通報の受付体制)

第11条 研究活動の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、電話、FAX、電子メール又は面談により、通報窓口に対して通報を行うことができる。

2 通報は、原則として、顕名により、研究活動の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていなければならない。

3 通報窓口担当者は、匿名による通報について、必要と認める場合には、総括責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 通報窓口担当者は、通報を受け付けたときは、速やかに、総括責任者に報告するものとする。総括責任者は、当該通報に係る研究活動を行う部署の長等及び理事長並びに監事に、その内容を通知するものとする。

5 通報窓口担当者は、通報が郵便による場合など、当該通報が受け付けられたかどうかについて通報者が知り得ない場合には、通報が匿名による場合を除き、通報者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、研究不正の疑いが指摘された場合（研究活動の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、総括責任者は、これを匿名の通報に準じて取り扱うことができる。

(通報の相談)

第12条 研究活動の不正行為の疑いがあると思料する者で、通報の是非や手続について疑問がある者は、通報窓口に対して相談をすることができる。

2 通報の意思を明示しない相談があったときは、通報窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して通報の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動の不正行為が行われようとしている、又は研究活動の不正行為を求められている等であるときは、通報窓口担当者は、総括責任者に報告するものとする。

4 第3項の報告があったときは、総括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(通報窓口担当者の義務)

- 第13条 通報の受付に当たっては、通報窓口担当者は、通報者及び被通報者の秘密の遵守その他通報者及び被通報者の保護を徹底しなければならない。
- 2 通報窓口担当者は、通報を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、電話、FAX、電子メール等による場合はその内容を他の者が同時及び事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、通報の相談についても準用する。

第6章 研究不正に係る通報への対応(関係者の取扱い)

(秘密保護義務)

- 第14条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。
- 2 総括責任者は、通報者、被通報者、通報内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、通報者及び被通報者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
 - 3 総括責任者は、当該通報に係る事案が外部に漏洩した場合は、通報者及び被通報者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
 - 4 総括責任者又はその他の関係者は、通報者、被通報者、調査協力者又は関係者に連絡又は通知をするときは、通報者、被通報者、調査協力者及び関係者等の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(通報者の保護)

- 第15条 総括責任者又は研究活動を行う部署の長は、通報をしたことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。
- 2 職員等は、通報をしたことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
 - 3 機構は、通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課すことができる。
 - 4 機構は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被通報者の保護)

第16条 職員等は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 機構は、相当な理由なしに、被通報者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、就業規則その他関係諸規程に従って、その者に対して処分を課することができる。
- 3 機構は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく通報)

第17条 何人も、悪意に基づく通報を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく通報とは、被通報者を陥れるため又は被通報者の研究を妨害するため等、専ら被通報者に何らかの不利益を与えること又は被通報者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする通報をいう。

- 2 機構は、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、当該通報者の氏名の公表、懲戒処分、刑事通報その他必要な措置を講じることができる。
- 3 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する外部資金配分機関及び関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第7章 研究不正に係る通報への対応(事案の調査)

(予備調査の実施)

第18条 第11条に基づく通報があった場合又は機構がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合は、総括責任者は予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、総括責任者が指名する、若干名の当該通報事案に関する機構内専門家等による委員によって構成するものとする。
- 3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施する上で必要な書類等の提出を求め又は関係者のヒアリングを行うことができる。
- 4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第19条 予備調査委員会は、通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 通報がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた通報についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯及び事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第20条 予備調査委員会は、通報を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日から起算して30日以内に、予備調査結果を総括責任者に報告する。

- 2 総括責任者は、予備調査結果を踏まえ、速やかに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、通報者及び被通報者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由（通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された科学的理由の論理性、通報内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項により判断した根拠等。）を付して通報者に通知する。この場合には、外部資金配分機関又は関係省庁や通報者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。ただし、通報された行為が行われた可能性がないとの判断は、予備調査委員会において全会一致でなされなければならない。
- 5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、理事長及び監事に報告するとともに、当該事案に係る研究費の外部資金配分機関及び関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(研究不正調査委員会の設置)

第21条 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに、研究不正調査委員会を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は、総括責任者が指名した者をもって充てる。
- 4 研究不正調査委員会の委員の半数以上は、機構に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての研究不正調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 研究不正調査委員会の委員は、総括責任者が指名した者、総括責任者が委嘱した外部有識者（研究分野の知見を有する者、法律の知識を有する者等）とする。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。ただし、委員長に事故がある場合又は委員会に出席できなくなった場合は、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。
- 7 委員会は、調査を行う上で必要と認めるときは委員会に参考人を出席させて事情等を聴取し、又は資料を提出させることができる。

- 8 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 9 委員は、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、委員会に出席することができない。
 - (1) 原則として通報者及び調査対象者が個人評価における被評価者に該当する場合
 - (2) その他公平な調査を行うことが困難であると認められる場合
- 10 前項のほか、委員が役職員等である場合において、自らが通報者及び調査対象者となった場合は、委員会に出席することができない。
- 11 委員会は、委員長、外部有識者、及び1人以上の委員の出席がなければ、開催し議決することができない。
- 12 委員会は、委員長を含む出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長が決定する。
- 13 委員会は、非公開とする。
- 14 委員会の事務局は、監査・コンプライアンス室とする。

(本調査の通知)

- 第22条 総括責任者は、研究不正調査委員会を設置したときは、研究不正調査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知する。
- 2 前項の通知を受けた通報者又は被通報者は、当該通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、総括責任者に対して研究不正調査委員会委員に関する異議を申し立てることができる。
 - 3 総括責任者は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る研究不正調査委員会委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に通知する。

(本調査の実施)

- 第23条 研究不正調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して30日以内に、本調査を開始するものとする。
- 2 研究不正調査委員会は、通報者及び被通報者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
 - 3 研究不正調査委員会は、通報において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
 - 4 研究不正調査委員会は、被通報者による弁明の機会を設けなければならない。
 - 5 研究不正調査委員会は、被通報者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者から再実験等の申し出があり、研究不正調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 通報者、被通報者及びその他当該通報に係る事案に係る者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、研究不正調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第24条 本調査の対象は、通報された事案に係る研究活動の他、研究不正調査委員会の判断により、本調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第25条 研究不正調査委員会は、本調査を実施するに当たって、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

2 通報された事案に係る研究活動が行われた研究機関が機構でないときは、研究不正調査委員会は、通報された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。

3 研究不正調査委員会は、前2項の措置に必要な場合を除き、被通報者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第26条 総括責任者は、本調査の終了前であっても、適宜、理事長及び監事に中間報告を提出するものとし、通報された事案に係る研究活動の予算の配分若しくは措置をした外部資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該外部資金配分機関又は関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第27条 研究不正調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第28条 研究不正調査委員会の本調査において、被通報者が通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第23条第5項の定める保障を与えなければならない。

第8章 研究不正に係る通報への対応(不正行為等の認定)

(認定の手續)

第29条 研究不正調査委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容及び悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

2 前項に掲げる期間につき、150日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 研究不正調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて通報が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

5 研究不正調査委員会は、本条第1項及び第3項に定める認定が終了したときは、直ちに、総括責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第30条 研究不正調査委員会は、通報者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 研究不正調査委員会は、被通報者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 研究不正調査委員会は、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被通報者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第31条 総括責任者は、速やかに、調査結果(認定を含む。)を理事長及び監事、通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。

2 総括責任者は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る外部資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

- 3 総括責任者は、悪意に基づく通報との認定があった場合において、通報者が機構以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第32条 研究活動の不正行為が行われたものと認定された被通報者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、研究不正調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 通報が悪意に基づくものと認定された通報者（被通報者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく通報と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、研究不正調査委員会が行う。総括責任者は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、研究不正調査委員会委員の交代若しくは追加、又は研究不正調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、研究不正調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな研究不正調査委員会委員は、第21条に準じて指名又は委嘱するとともに、第22条に準じた手続を行う。
 - 5 研究不正調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと研究不正調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 研究不正調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 総括責任者は、被通報者から不服申立てがあったときは、通報者に対して通知し、通報者から不服申立てがあったときは被通報者に対して通知するものとする。また、理事長、監事並びにその事案に係る外部資金配分機関及び関係省庁に通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第33条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、研究不正調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、研究不正調査委員会は、再

調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。

- 3 研究不正調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに総括責任者に報告するものとする。ただし50日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由及び決定予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。
- 4 総括責任者は、本条第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を通報者、被通報者及び被通報者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被通報者及び被通報者以外で研究活動の不正行為に関与したと認定された者が機構以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、理事長、監事並びに当該事案に係る外部資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第34条 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動の不正行為の内容、機構が公表時までに行った措置の内容、研究不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、研究活動の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
- 4 研究活動の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
- 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名・所属、研究不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
- 6 総括責任者は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名・所属、悪意に基づく通報と認定した理由、研究不正調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第9章 研究不正に係る通報への対応(措置及び処分)

(本調査中における一時的措置)

第35条 総括責任者は、本調査を行うことを決定したときから研究不正調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対して通報された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。

- 2 総括責任者は、外部資金配分機関又は関係機関から、被通報者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第36条 総括責任者は、研究活動の不正行為に関与したと認定された者、研究活動の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者及び研究費の全部又は一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

第37条 総括責任者は、被認定者に対して、研究活動の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告するものとする。

- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して14日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を総括責任者に行わなければならない。
- 3 総括責任者は、被認定者が第1項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第38条 総括責任者は、研究活動の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。

- 2 総括責任者は、研究活動の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

第39条 機構は、本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合は、被認定者に対して、法令、就業規則その他関係諸規程に従って、処分を課すものとする。

- 2 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、理事長、監事並びに該当する外部資金配分機関及び関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第40条 本調査の結果、研究活動の不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者は、必要に応じて、速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）をとるものとする。

2 総括責任者は、関係する研究活動を行う部署の長等に対し、是正措置等をとることを命ずることができる。

3 総括責任者は、第1項及び第2項に基づいてとった是正措置等の内容を、理事長、監事並びに該当する外部資金配分機関及び関係省庁に対して報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(規程の廃止)

第2条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構における研究活動の不正行為の防止及び対応に関する規程（28（規程）第42号）は、廃止する。

附 則（令和5年4月1日 令05（規程）第11号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。